

佐賀県告示第40号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成26年2月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 指定地方公共機関

国立大学法人佐賀大学（佐賀大学医学部附属病院）

社団法人全国社会保険協会連合会（佐賀社会保険病院）

社会福祉法人恩賜財団済生会（済生会唐津病院）

医療法人清明会（やよいがおか鹿毛病院）

一般社団法人巨樹の会（新武雄病院）

一般社団法人佐賀県医師会

公益社団法人佐賀県看護協会

一般社団法人佐賀県歯科医師会

一般社団法人佐賀県薬剤師会

佐賀ガス株式会社

唐津瓦斯株式会社

鳥栖ガス株式会社

伊万里ガス株式会社

筑紫ガス株式会社

一般社団法人佐賀県LPガス協会

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会

公益社団法人佐賀県トラック協会

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2 指定年月日 平成26年2月12日